

# 熊本県補助工事等確認検査規程

(昭和43年訓令甲第21号)

## (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める場合を除くほか、国庫負担又は国庫補助若しくは県の補助等を受けて市町村、公共団体又はその他の団体等が施行する工事（以下「補助工事等」という。）の検査について、必要な事項を定めるものとする。

## (検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

1. しゅん工確認検査
2. 中間確認検査

## (しゅん工確認検査)

第3条 しゅん工確認検査は、補助工事を施工する者（以下「補助事業者」という。）が行うしゅん工検査後、速やかに当該工事の施工の適否について行うものとする。

## (中間確認検査)

第4条 中間確認検査は、工事の途中において特に必要がある場合に、使用材料及び施工方法の適否、工事の進ちょく状況等について行うものとする。

## (検査員)

第5条 検査は、知事が命じた職員（以下「検査員」という。）が行なう。

## (立会人)

第6条 検査は、補助事業者の立会いのうえ行うものとする。

## (検査の方法)

第7条 検査員は、契約書（契約約款を含む。）、設計図書その他の関係書類に基づいて実地に検査を行うものとし、写真、資料等により確認できるものは、書類をもって検査を行うことができる。

2 検査員は、検査のため必要があると認めるときは、出来形の一部を取りこわすことができる。

3 検査員は、地下又は水中等で外部から検査することが困難な部分については、当該部分の施工中の写真、その他の資料により検査を行うことができる。

## (検査結果の報告)

第8条 検査員は、検査を行ったときは遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告に基づき、是正すべき部分があると認めたときは、取るべき必要な措置を補助事業者に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則(昭和50年12月27日訓令第49号)

この訓令は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則(平成9年3月10日訓令第1号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日訓令第6号)

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。